

閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務に係る公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和8年5月1日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務
- (2) 業務内容
別紙「閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務基本仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、48,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
広島市経済観光局観光政策部（本庁舎5階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2243（直通）
E-mail kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）による。

3 参加資格

参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者は、上記(1)から(5)の条件を全て満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。

4 説明書、基本仕様書等の配布方法

説明書等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札・発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から令和8年5月20日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配付場所

前記1(5)に同じ。

5 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和8年5月20日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）のほか、必要な書類を持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年5月22日（金）までに参加者資格確認結果を通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和8年5月20日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 受付場所

前記1(5)に同じ。

(3) 受付方法

質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答し、前記1(5)において、令和8年6月3日（水）までの閉庁日を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和8年6月3日（水）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月3日（水）正午

(2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

8 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書、企画提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務プロポーザル審査委員会が審査を行い、受託候補者を特定する。

(2) 審査基準

別紙、受託候補者特定基準による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、速やかに提案書の提出者全員に書面にて通知する。

9 その他

(1) 本業務の履行にあたっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) その他詳細は説明書による。